

後見専門員の業務

成年後見センターを拠点として、認知症や知的、精神障害のある方で、自分一人で福祉サービス等の契約や財産管理ができない方を対象に、成年後見制度を活用して支援する業務です。

成年後見制度の利用相談や、市民成年後見人の養成・活動支援、法人としての後見事務が主な業務です。

今後増加する独居、高齢者のみ世帯に寄り添い、本人の意思を尊重しながら、住み慣れた自宅や地域でいつまでも住み続けることができるように、地域包括支援センターを初め、福祉関係機関と調整、連携を図りながら支援をする、やりがいのある仕事です。

(1) 法人後見業務

○本会が受任している法定後見・任意後見業務について、法人内で方針を協議しながら、チームで身上保護、財産管理を行います。

(2) 成年後見制度の利用・申立て相談支援

○成年後見制度の利用・申立てから成年後見人業務に関することまで、電話や窓口、訪問による相談業務です。申立て書類の書き方や手続き全般に渡る支援も行います。

(3) 区民成年後見人監督業務・親族後見人支援業務

○本会が養成した区民成年後見人の監督人として、後見業務の指導、監督助言を行います。また、親族後見人からの相談に応じる等の支援を行います。

(4) 区民成年後見人の養成・研修関連業務

○区民成年後見人養成研修や継続研修の開催、実際の成年後見業務について区民成年後見人の相談、支援を行います。

(5) 福祉関係機関との連携・調整

○利用者の最善の支援のために、行政、地域包括支援センターをはじめ、福祉関係機関と連携・調整を行います。

(6) その他上記事務に関わる関連事務